

No. 18

制 度 名	要保護児童生徒援助費補助金 (医療費・学校給食費)	主管課名 問合せ先	保健体育課 学校保健・安全 G・学校給食 G 029-301-5349・5356		
目的・趣旨	義務教育の円滑な実施に資するため、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病の治療をする際に、学校保健安全法第 24 条の規定に基づく義務扶助を行う。 また、学校給食法第 12 条 2 項の規定に基づき学校給食費の援助を行う。				
〔対象団体〕 市町村 〔対象事業〕 (1)生活保護法に規定する要保護者に対し、その児童生徒が政令で定められた疾病にかかり学校から治療の指示を受けた場合の、医療費に要する費用の援助を行う。 (2)生活保護法に規定する要保護者に対し、その児童生徒の学校給食費の援助を行う。 〔補助要件等〕 (1)市町村が、要保護児童生徒であると認定し、政令に定められた疾病の治療をする場合 (2)市町村が、要保護児童生徒であると認定し、学校給食を実施し、その援助を行っている場合 〔対象経費〕 (1)学校保健安全法施行令第 8 条で定められている疾病の治療費 ①トラコーマ及び結膜炎 ②白癬、疥癬及び膿疱疹 ③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑤齲歯 ⑥寄生虫病（虫卵保有を含む。） (2)学校給食法施行令第 7 条に規定する学校給食費 〔補助限度額等〕 (1)医療費 国が定める児童及び生徒 1 人 1 疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県教育委員会が学校保健安全法施行令第 10 条第 3 項の規定により各市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数を乗じて得た額の合計額の 1/2 の額を限度として医療費の 1/2 の額が国予算の範囲内で交付される。 (2)学校給食費 都道府県教育委員会が学校給食法施行令第 7 条の規定により、各市町村に配分した学校給食の区分ごとの「児童又は生徒の数」に国の定める児童生徒 1 人当たりの年間学校給食費予定額を乗じて得た額の合計額の 1/2 の額を限度として学校給食費の 1/2 の額が国予算の範囲内で交付される。 〔経費の負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
		1/2	—	1/2	—
〔令和 7 年度当初予算額〕 554,415 千円（国予算）の一部		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 10 月頃決定予定			
〔備考〕 国からの直接補助					